

令和8年度 鯖江市育児休業代替任期付職員（保育士・幼稚園教諭） 採用候補者選考受験案内

鯖江市総務部職員課

〒916-8666 鯖江市西山町13番1号

TEL (0778)53-2201

選考のポイント

- 選考に筆記試験はございません。公務員試験対策は不要です。
- 令和8年4月1日時点で20歳から45歳の方が受験可能です。
- 令和8年度に実施する本選考以外の鯖江市職員採用試験を受験することができます。

| | |
|------|--|
| 受付期間 | ～令和9年2月26日(金) 午後5時 ※ 申込状況により、受付期間到来までに受付を終了することがあります。また、その場合においても欠員状況等により、令和9年2月26日までは募集を再開することがあります。 |
| 選考日 | 申込状況により試験日を決定 ※ 受付後、1か月以内をめどに試験日をお知らせします。 |

目指すべき公務員像

鯖江市では、鯖江市人材育成・確保基本方針により目指すべき公務員像を次のとおり定め、ともに目指すことができる人材を求めています。

| | | |
|----------------------------|------------------|-------------------------------------|
| ミッション（私たちは何のために存在するのか） | | |
| 市民の思いをカタチにする「支え手」として存在 | | |
| （目指すとき何を大切にするか） バリュー | 寄り添う つなぐ | 市民に寄り添いながら、 チームで市民主役のまちづくりを進める |
| | 学ぶ 考える 伝える | 知識を深め、スキルを磨き、 ひとつの物事を考え抜き、そして伝える |
| | 行動する | 変化を怖れず行動し、 業務改善と課題解決を実現する |
| | ウェル ビーイング | ワーク・ライフ・バランスを保ち、 ひと自分も大切にする |
| ビジョン（私たちは何をを目指すのか） | | |
| 世界的視野で考え、地域で行動する、誇りある鯖江市職員 | | |

注意事項

鯖江市育児休業代替任期付職員は、育児休業を取得する職員の代替として勤務する職員です。

職員の育児休業の取得状況によって、合格しても採用されない場合があります。

- 採用候補者選考合格者は、「採用候補者名簿」に登載されます。
- 名簿登載期間は、最終合格発表から3年間です（その間、職員の育児休業が発生した場合に、採用についての連絡をします。）。
- 任期は1年以上3年未満で、職員の育児休業期間に応じて設定されます。
- 育児休業代替任期付職員は、任期が定められていること以外、勤務条件（給与、休暇、サービス、災害補償等）については、原則として一般職の職員と同様の扱いとなります。

※ 育児休業および育児短時間勤務を利用することはできません。

※ やむを得ない事情により、急遽、試験日程や試験方法等を変更する場合がありますので、必ず随時鯖江市ホームページトップの「新着情報」および「職員採用情報」を御確認ください。

1 選考区分、募集人員および職務内容

| 選考区分 | 募集人員 | 職務内容 |
|-----------|------|-----------------------|
| 保育士・幼稚園教諭 | 6名程度 | 保育士・保育教諭・幼稚園教諭の業務等に従事 |

2 受験資格

| 選考区分 | 受験資格・要件 | |
|-----------|-------------------------------------|-------------------------|
| | 資格・免許 | 生年月日 (下の期間に生まれた者) |
| 保育士・幼稚園教諭 | 保育士資格および幼稚園教諭免許の取得者または採用日までに取得見込みの者 | 昭和46年4月2日 ～平成19年4月1日 |

- (1) 学歴は問いません。
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 日本国籍を有する者
 - イ 「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」に定められている永住者
 - ウ 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)」に定められている特別永住者
- (3) 上記の受験資格があっても、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。(地方公務員法第16条に規定する欠格条項)
 - ア 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 鯖江市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 選考の日時および場所

| 日 程 | 試験会場 |
|---------------------------|------------------|
| 受付後、1か月以内をめどに試験日をお知らせします。 | 鯖江市西山町13-1 鯖江市役所 |

4 選考の方法

| 選考種目 | 内 容 |
|------------------|---|
| 書類選考 エントリーシート | 志望動機や自己PRなど ※電子申請(LoGo フォーム)での申込み時に入力していただきます。 |
| 実技 | 言葉、表現方法等 |
| 個人面接 | 人柄、性格、専門的知識、職務遂行能力等をみるための個人面接 |
| その他 | 受験資格の有無、申込書記載事項の真否について審査します。 |

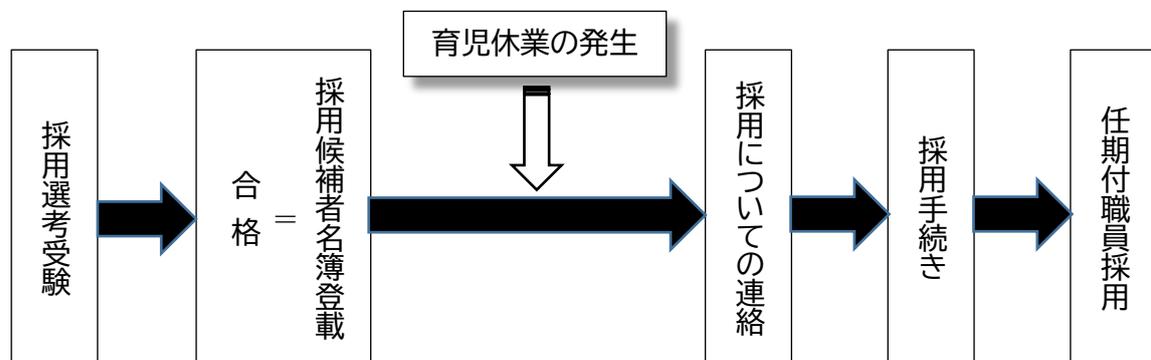
5 合格者の発表

試験後概ね2週間以内に鯖江市ホームページに掲載します。

また、全員に結果を郵便で通知します。

6 合格から採用まで

- (1) 合格者は、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 採用候補者名簿に登載されると、職員の育児休業の取得状況に応じて、名簿登載期間の3年間で順次採用されます(採用は不定期であり、すぐに採用されない場合があるほか、登載されても必ず採用されるとは限りません。)
- (3) 受験資格がないこと、または申込書記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。
- (4) 採用が決まった人については、健康診断の受診や各種書類の提出などの手続を別途依頼します。



7 採用された場合の給与（令和8年4月1日現在）

| 区分 | (参考)新卒の場合の初任給 | 諸手当 |
|-----|---------------|--------------------------|
| 大学卒 | 236,300円 | 前職がある場合は、前歴加算による調整があります。 |
| 短大卒 | 221,000円 | |

※ 扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

8 受験申込および受付期間

受験申込は、電子申請により受け付けます。

| | |
|--------|---|
| アクセス方法 | 鯖江市ホームページから職員採用サイトの令和8年度鯖江市育児休業代替任期付職員（保育士・幼稚園教諭）採用候補者選考受験案内にアクセスしてください。 |
| 手続方法 | ①電子申請フォーム(LoGo フォーム)にメールアドレスを入力し、送信 ②no-reply@logoform.jp からメール受信 ③受信したメールの URL にアクセスし、入力フォームに必要事項を入力 ④後日、受験票ダウンロードの案内メールを送信します。 |
| 受付期間 | ～令和9年2月26日(金) 午後5時 |

※ 正常に申込手続ができているもののみを有効とします。正常に申込みが行われていない場合は受験できませんので御注意ください。

9 その他

申込手続その他の問い合わせは、鯖江市総務部職員課でお答えします。

電話 (0778) 51-2200 (代表)
(0778) 53-2201 (直通)

令和8年度鯖江市職員採用試験に関する情報
(鯖江市職員採用サイト)

